

令和 7 年度船橋市役所来庁者駐車場 貸付公募要項

船橋市企画財政部
財産管理課
令和 7 年 1 月

目 次

1.	趣旨	2
2.	貸付及び管理対象物件	2
3.	貸付期間	2
4.	貸付料	2
5.	貸付の方法	2
6.	貸付の条件	3
	【契約に関する事項】	3
	【管理運営に関する事項】	4
	【整備に関する事項】	5
	【その他】	7
7.	応募要件	7
	書類関係	
	第1号様式 質問書	1 1
	第2号様式 入札参加申込書	1 2
	第3号様式 誓約書	1 3
	第4号様式 委任状	1 4
	第5号様式 入札書	1 5
	第6号様式 入札辞退届	1 6
	第7号様式 市税納付確認書	1 7
8.	案内図	1 9
9.	柵設置に係る駐車場レイアウト図	2 0
10.	駐車区画のレイアウト図	2 1
11.	船橋市役所来庁者駐車場賃貸借契約書	2 2

令和7年度船橋市役所来庁者駐車場貸付公募要項

1. 趣旨

来庁者駐車場(以下「本件駐車場」という。)の管理の適正化と市有財産の有効活用を目的とし、開庁時(土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く月～金曜日の8時30分～17時30分まで)は市役所に来庁される利用者が本件駐車場を優先的に利用できるように配慮した駐車場管理を行うとともに、閉庁時には、本件駐車場のうち第1駐車場を、一般向け有料時間貸駐車場として利用することにより、本件駐車場の有効利用を図る。

2. 貸付及び管理対象物件

来庁者駐車場	所在地	駐車台数	面積	備考
第1駐車場	船橋市湊町2丁目2415-4の一部	145台	約 3,450㎡	貸付・管理
第2駐車場	船橋市湊町2丁目2720-15の一部	19台	約 590㎡	管理のみ
計		164台	約 4,040㎡	

3. 貸付期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

4. 貸付料

- (1) 貸付料は、入札金額(年額)に消費税相当分を加算した額とする。なお、本市において、最低貸付料(非公表)を設定し、最低貸付料を下回った入札は失格とする。
- (2) 貸付料は、各年度当初に市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに各年度分を一括納付する。なお、貸付料の消費税相当分について、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率(毎年度4月1日の消費税率)により算定した額とする。ただし、法令等に別の定めがある場合はこれに従うものとする。
- (3) その他の費用として、本件駐車場の設計、整備、運営、維持管理(光熱水費含む)、修繕等に係る費用については、貸付料とは別に借受者の負担とする。

5. 貸付の方法

貸付については、地方自治法第238条の4第2項第1号に基づく行政財産の貸付とし、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約とし、借地借家法の規定の適用はない。

6. 貸付の条件

【契約に関する事項】

(1) 借受者の義務

- ① 借受者は、善良な管理者の注意をもって本件駐車場を使用すること。
- ② 借受者は、本件駐車場を使用して行う事業に伴う一切の責任を負うこと。
- ③ 借受者は、市が本件駐車場の管理上必要な事項を借受者に通知した場合は、その事項を遵守すること。
- ④ 借受者は、本件駐車場の使用にあたっては、近隣の迷惑とならないよう、十分な配慮をすること。
- ⑤ 借受者は、関係法令及び本市が定める関係条例等を遵守し、適法かつ適切な本件駐車場の整備及び管理運営を行うこと。
- ⑥ 借受者は、本件駐車場の管理運営に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑦ 借受者が市又は第三者に損害を与えたときは、すべて借受者の責任でその損害を賠償しなければならない。

(2) 禁止事項

- ① 借受者は、一時貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできない。
- ② 借受者は、貸付に係る業務を自ら行うものとし、他の者にその業務を再委託してはならない。ただし、あらかじめ業務の一部について市から書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- ③ 借受者は、本件駐車場の使用にあたり、この土地の形質を変改することはできない。ただし、あらかじめ市から書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- ④ 借受者は、本件駐車場及び設置した工作物を契約に定めた駐車場以外の目的に使用することはできない。
- ⑤ 借受者は、本件駐車場の土地に建物を設置することはできない。

(3) 契約の解除及び違約金

次の各号に該当するときは、市は契約を解除することができる。

- ① 借受者が「(1)借受者の義務」に記載の義務を果たさないとき、あるいは「(2)禁止事項」に該当したとき。
- ② 市が本件駐車場を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。
②の場合を除く事由により契約解除があった場合、借受者は貸付料(年額)の10分の1に相当する額を違約金として市に支払い、市は既納の貸付料を返還しない。

(4) 貸付期間満了時の返還

- ① 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は「(3)契約の解除及び違約金」の①により契約解除があった場合は、借受者は本件駐車場を原状又は本市の指示する状態に回復するものとする。本件駐車場の原状又は本市の指示する状態への回復については、開庁時は本件駐車場を閉鎖せず運用を継続する必要があることから、駐車場運営に支障がないようにすると共に、新たな借受者がいる場合は速やかに協議・引継ぎ等を行うこととする。なお、現状設置されている看板等を新借受者が修正加工して使用する等、利用者の利便や設置費等で合理的な継続使用を希望する場合は、新旧借受者で調整のうえ市と協議を行うこととする。
- ② ①の場合、借受者は市に対し返還に伴って発生する費用及び立退料等一切の請求をすることができない。

【管理運営に関する事項】

(1) 開場時間・料金

- ① 第1駐車場の開場時間は、原則24時間とする。ただし、6 ページに記載する設置工事日等、必要に応じて、開庁時以外の時間帯を閉鎖することができる。
- ② 第2駐車場の開場時間は、開庁時とする。
- ③ 開庁時については、本件駐車場を本庁舎に来庁する利用者等のための駐車場として管理・運営する。
- ④ 借受者は、開場時間内も有料駐車場として運用することができる。ただし、「(2) 来庁者への無料処理」に記載する市が無料処理を行ったものに対しては、無料とする。なお、無料とする時間は、入庫から無料処理後30分間までとする。ただし、表記については市と協議のうえ、対応を決定する。
- ⑤ 駐車料金の設定は借受者によるものとする。ただし、開庁時は来庁者の利用を優先できるよう駐車料金を近隣の駐車場より高く設定することとし、最大料金の設定は不可とする。
- ⑥ 貸付開始後に周辺駐車場の駐車料金と著しく差異が生じるなど駐車場運営に大きな影響のある事態が生じた場合は、別途、市と協議のうえ、対応を決定する。

(2) 来庁者への無料処理

- ① 市は、本件駐車場から概ね半径600メートル以内にある市の施設、公共職業安定所、公証人役場及び千葉県船橋合同庁舎へ用務がある者並びに市の業務を行っている施設で市の業務に係る利用者に対して無料処理を行う。また、市は開庁時に限らず、閉庁時においても市役所等に用務がある場合は、無料処理を行う。
- ② 市は公益上必要があると認める場合は、前もって借受者に連絡し、本件駐車場を無料開放することができる。
※令和6年度において無料開放した実績は、市民まつり当日2日間及び翌朝までの計3日間(9月28日～30日)。

(3) その他

- ① 開庁時は、市役所等利用者の駐車スペースの確保を第一とするとともに、不正駐車防止の管理に努めること。
- ② 本件駐車場の運営中にトラブルが発生した場合、30分以内に現地で対応できる体制をとること。
- ③ 借受者は、駐車券の紛失、市が公益上の必要のために臨時で使用する場合(選挙事務、防災・水防時など)に対応できるよう、無料券を市に提供することとし、その枚数や管理方法等については、市と協議し決定すること。
- ④ 利用者が自動精算機の不具合等により、不要な駐車料金を支払った場合は、借受者が直接利用者に対し返金等の対応を行うこと。
- ⑤ 本件駐車場運営に伴う消耗品等は借受者が負担すること。
- ⑥ 借受者は、場内のごみ収集(吸殻・空缶・紙くず等)は適宜、粗大ごみが投棄されたときは随時、収集すること。
- ⑦ 駐車場運営に関して必要な行政手続きは借受者が行うこと。
- ⑧ 施設内での事故、放置車両、利用者からの苦情があった場合等は、借受者で対応するものとし、事実発生後速やかに市に報告すること。なお、天災、事故等により、借受者が整備した設備に被害が生じた場合は、借受者が修繕する。

- ⑨ 借受者は、本件駐車場の利用状況(④時間帯別稼働率⑤利用台数(全精算件数及び無料処理台数))、収入等運営状況の月報(月末締め)を、翌月10日までに市に提出すること。(書式は任意)
- ⑩ 市は本件駐車場の運営状況を随時調査でき、また、借受者はこれに協力しなければならない。
- ⑪ 市役所本庁舎は災害発生時に災害対策拠点となることから、災害応急対策や災害復旧活動等に対し、協力、支援に努めること。

【整備に関する事項】

借受者は、以下に示す条件のもと、自らの責任と負担において本件駐車場の設計、整備、運営、維持管理、修繕等を行うものとする。

(1) 駐車場の設計・整備

駐車台数は2 ページに記載する台数以上とし、各種機器、付帯設備等については、以下のとおり、設計・整備すること。(なお、現在の区画形態でも可)

- ① 機械による駐車場管理とし、下記設備及びその他必要となる設備を設置すること。

機 器	数 量	設置場所
駐車券発行機	2	第1・第2駐車場 入口 各1台
自動精算機	2	第1・第2駐車場 出口 各1台
無料処理機	6	本庁舎総合受付1台 警備員室1台 別館1台 合同庁舎1台 予備2台
カーゲート	4	第1・第2駐車場 出入口 各2台
バーキッチャー	4	第1・第2駐車場 出入口 各2台
LED 照明	6	第1駐車場の照明(市が所有する既設の電柱へ設置すること)

- ② 付帯設備として、以下を設置すること。

付帯設備	設置場所
入口・出口雨よけテント	第1・第2駐車場 出入口発行機・精算機上
精算機保護カバー	第1・第2駐車場 出口精算機 各1基
出庫表示灯	第1・第2駐車場 出口 各1基
満空灯(P看板)	第1・第2駐車場 入口 各1基
総合満空灯	第1駐車場 出入口付近 1基
普通電気自動車充電器 ※2	第1駐車場 入退場ゲート付近 2基
優先区画表示	第1駐車場 身体障害者用マーク2区画 妊婦等優先用マーク1区画 第2駐車場 身体障害者用マーク2区画
案内看板	適宜 ※4
柵(高さ60cm程度)	第1・第2駐車場 ※3

※2 設置個所は充電専用区画とはしないこと。また、利用時間や利用回数等のデータを市が求めた場合は提出すること。

※3 設置場所は、20 ページに記載する駐車場レイアウト図を参照し、必要数設置すること。

※4 出庫時の混雑緩和のため、第1駐車場に左折出庫を促す案内表示を設置すること。

- ③ 第1駐車場には、身体障害者用区画2台、妊婦等優先用区画1台を確保すること。また、第2駐車場には、身体障害者用区画2台を確保すること。
- ④ 本件駐車場の運営に必要な電力は、第1駐車場については借受者が電力会社と独自に契約すること。第2駐車場については、本庁舎からの引込のため子メーターを設置し、使用した実費を市に支払うこと。
- ⑤ 借受者は、契約期間内において、必要に応じて、速やかに本件駐車場の陥没部分、全体区画ライン等の修繕を行うこと。また、修繕を行う際は、工期及び修繕内容について市と事前に協議すること。なお、工事期間中も開庁時は、駐車場として利用できるようにすること。
- ⑥ 精算機には電話若しくはインターフォンを取り付け、トラブル等発生時には、駐車場利用者がコールセンターと365日24時間連絡を取れ、遠隔操作でバーの開閉ができること。
- ⑦ 精算機は、高額紙幣、クレジットカード及び電子マネーでの精算機能があること。
- ⑧ 本件駐車場内の見やすい場所に、法に基づく案内のほか、無料処理方法を含む利用方法を明示した案内看板を適宜設置すること。
- ⑨ 発行機及び精算機には日本語に加え英語での案内を明示すること。
- ⑩ 駐車場の満空情報をインターネットやスマートフォン等にてリアルタイムで照会できるシステムを整えること。

(2) 駐車場設備設置工事期間

借受者は、本件駐車場の設置工事については、以下の期間に実施すること。

○ 設置工事日

令和7年4月5日(土)、6日(日)。 ※ 予備日4月12日(土)、13日(日)。

- ① 借受者は、入退場ゲート周辺に掲示を行う等利用者に対し施工に係る周知を行うこと。
- ② 深夜及び早朝における騒音防止に対応し、各法令を遵守すること。
- ③ 貸付開始から設置工事完了までの期間において、機械による入出庫管理が行えない場合には、開庁日の開庁時間帯については人員等を配置し管理を適切に行うこと。
- ④ 工事の内容及び時期の変更については、あらかじめ市と協議を行うこと。

(3) 第2駐車場区画変更工事

- ① (2) 駐車場設備設置工事とは別に令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間に第2駐車場のゲート移設、バリカー設置、路面標示の引き直し、車輪止め設置等を行うこと。
- ② 区画変更工事期間中は第2駐車場の利用を停止するが、工事期間を概ね2週間程度とし、施工完了後は速やかに利用を再開すること。
- ③ 借受者は、入退場ゲート周辺に掲示を行う等利用者に対し施工に係る周知を行うこと。
- ④ 借受者は、深夜及び早朝における作業の騒音防止に対応し、各法令を遵守すること。
- ⑤ 借受者は、貸付開始から区画変更工事までの期間において、貸付された駐車台数にて運用するよう対策を講じること。
- ⑥ 工事日程は、市と調整の上、繁忙日を避けて行うこと。
- ⑦ 工事期間中は、駐車場の工事区域内で、工事車両を駐車できるものとする。

【その他】

- ① 現在の料金設定及び稼働状況は以下のとおり。

稼働状況:令和5年度実績

第1駐車場・・・約17,640台／月(うち来庁者無料処理 約13,441台／月)

第2駐車場・・・約 3,504台／月(うち来庁者無料処理 約 3,209台／月)

令和6年度4～9月実績

第1駐車場・・・約17,305台／月(うち来庁者無料処理 約12,897台／月)

第2駐車場・・・約 3,506台／月(うち来庁者無料処理 約 3,225台／月)

参考:現在の料金設定

	時間帯	料金	最大料金
月～金	8:00～18:00	15分／200円	設定なし
	18:00～ 8:00	15分／200円	最大300円
土・日・祝日・ 12月29日～ 1月3日	8:00～18:00	60分／200円	最大500円
	18:00～ 8:00	60分／200円	最大300円

- ② 運営開始前に職員に対し、無料処理機等、各操作説明会を行うこと。
- ③ プライバシーマークを取得し、業務上知り得た個人情報を外に漏らさない体制を構築すること。

7. 応募要件

(1) 応募資格要件

- ① 直近5年以内に、継続して1年以上、駐車場法第11条に規定する駐車場(路外駐車場で自動車の駐車
の用に供する部分の面積が500平方メートル以上)の機械方式による管理運営を行っている実績がある
法人。
- ② 次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできない。
- i) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
 - ii) 法人税及び消費税(地方消費税を含む)を滞納している者。
 - iii) 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者。
 - iv) 船橋市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又
は同条例第7条に規定する暴力団密接関係者に該当する者。
 - v) 千葉県暴力団排除条例(平成23年条例4号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
なお、入札参加資格確認の際又は、契約後において、船橋市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)
の施行に伴い、申込者(契約者)が暴力団関係者でないことを船橋警察署又は、船橋東警察署を通じ
て千葉県警察本部に照会する場合がある。
 - vi) 駐車場法(昭和32年法律第106号)の規定に違反し、又は駐車場法に基づく指示、命令等に従わなか
った者で、違反状態が解消した日又は指示、命令等の履行を終えた日から3年を経過しない者。

(2) 入札保証金、契約保証金

① 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上に相当する額の入札保証金を令和7年2月20日(木)までに納めなければならない。ただし、船橋市契約規則(平成26年規則第60号)第8条に記載する免除事由に該当するときは、この限りでない。

② 契約保証金

契約を締結するときは、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納めなければならない。ただし、船橋市契約規則第34条に記載する免除事由に該当するときは、この限りでない。

(3) 応募申込み

① 応募申込書等の配布期間及び提供方法(入札告示期間)

提供期間(入札告示期間)	提供方法
令和7年1月9日(木)から 令和7年1月24日(金)まで	市のホームページからダウンロード

② 入札参加登録申請

登録申請期間	登録申請の方法等
令和7年1月30日(木)から 令和7年2月7日(金)まで	公募要項 <u>9 ページ</u> 提出書類の①～⑨までの該当する書類を <u>令和7年2月7日(金)までに財産管理課に持参提出すること</u> 。登録申請後、書類審査をして、本市より「入札参加登録決定(否決)通知」及び「入札保証金の納付書」を関係書類と共に送付する。

③ 質疑応答

質問期間及び質問方法	回答方法
令和7年1月21日(火)から 令和7年1月30日(木)午後1時まで 質問は、「第1号様式」を使用して、E-mail で問い合わせすること。 E-mail: zaisankanri@city.funabashi.lg.jp TEL:047-436-2172 ※E-mail を送付後は、財産管理課まで必ず電話連絡すること。	市のホームページにて回答する。 回答(予定): 令和7年2月4日(火)

④ 入札書提出

提出期間	提出方法
令和7年2月14日(金)から 令和7年2月20日(木)まで	提出は郵送のみで、本市から送付した「 <u>入札書</u> 」及び「 <u>返信用封筒</u> 」を必ず使用し、「入札保証金の領収書の写し」と併せて <u>特定記録郵便・簡易書留・一般書留(必須)</u> により、令和7年2月20日(木)必着とする。

⑤ 提出書類

	提出時期	提出書類
①	参加登録 申請時	入札参加申込書(第2号様式)
②		誓約書(第3号様式)
③		委任状(第4号様式)※支店長等に委任する場合のみ必要
④		登記事項証明書(履歴事項全部事項証明書又は現在事項全部証明書)
⑤		印鑑登録証明書(発行日から3か月以内の原本)
⑥		有価証券報告書又は決算書(直近のもの)
⑦		納税証明書(全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、 <u>市内に事務所・事業所等を有する法人は、公募要項17ページの市税納付確認書も必要</u>)
⑧		直近5年以内に、継続して1年以上の駐車場法第11条に規定する駐車場(路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上)の機械方式による管理運営を行っている実績に関する書類(書式は任意、A4で作成)
⑨		140円切手を貼付した返信用封筒(角2)
⑩	入札時	入札書(第5号様式)
⑪	提出	入札保証金の領収書の写し
⑫	落札後	駐車場レイアウト図(車室、車路、各機器、各表示にかかる図面)
⑬		整備工事計画書(書式は任意)

注意

※①から⑨までの該当する書類を、令和7年1月30日(木)から令和7年2月7日(金)までに、各一部を財産管理課に持参提出すること。

※委任状を提出した場合は、入札書(第5号様式)は応募者又は代理人で提出すること。(その他の書類は代理人での提出はできない。)

※提出された①から⑨までの書類を審査し、入札参加登録をする。登録決定された事業者には、「入札参加決定通知書」と共に、「入札書(第5号様式)」、「返信用封筒」及び「入札保証金の納付書」を送付する。

※提出された書類の訂正はできない。提出書類に漏れ、不備がある場合、又は資格要件がない事業者は、入札参加登録ができず、入札には参加できない。十分確認のうえ提出すること。また、提出した書類は、返却することはできない。

※⑧の実績に関する書類は、国又は地方公共団体を契約相手方とする施設の駐車場の実績が複数あれば、極力その実績の書類を提出してください。その場合、(2)の①入札保証金が免除となる場合があります。

⑥ 入札書の提出

入札書の提出は、本市から送付する「入札書」と「返信用封筒」を必ず使用すること。他のものを使用した場合は、失格とする。また、入札保証金の領収書の写しを併せて提出すること。

入札書の記載については、本要項 15 ページの記載例で確認すること。また、入札書及び入札保証金の領収書の写しを、本市が送付した「返信用封筒」に入れ糊付け封入し、応募者名を必ず記入して特定記録郵便・簡易書留・一般書留のいずれかの方法で郵送すること。

入札書及び返信用封筒に記載漏れがあった場合、また指定方法以外で郵送された場合は、失格とする。

船橋郵便局留にて令和7年2月20日(木)必着とする。(その後に到着した分は、無効とする。)

※落札者は、⑤提出書類の⑫及び⑬(駐車場レイアウト図及び整備工事計画書)を、落札決定後速やかに提出する。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定の手順については次のとおりとする。

① 入札書の開札

開 札 下記日時及び場所で応募のあった「入札書」を開札する。

立ち会い 応募者の中から立会人を 2 者に依頼する。

急きょ立ち会えなくなった時には、市で契約事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

傍 聴 傍聴は自由とする。

なお、定刻(午後2時)以降の入室はできない。

比 較 入札書を開札し、最低貸付料以上で最高金額を提示した者が落札者となる。ただし、同価格の応募者が 2 者以上ある場合は、直ちにくじ引きによって落札者を定める。くじ引きは、市で契約事務に関係のない職員が行う。

そ の 他 入札書提出後には、書換、引換、撤回をすることはできない。

入札保証金の納付額が入札額の100分の5以上に達していない応募者は失格とする。

入札書の比較日時 令和7年2月26日(水)午後2時～

会場 船橋市役所7階 706会議室

② 入札結果の通知

入札結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、市のホームページに掲載する。

③ 入札書の無効

以下に該当する入札書は無効とする。

- i) 参加資格のない者が提出した入札書
- ii) 同一物件に対して、同一人が提出した 2 以上の入札書
- iii) 明らかに不正行為によって提出されたと認められる入札書
- iv) 価格金額の訂正された入札書
- v) 記名押印(署名捺印)のない入札書
- vi) 金額その他記載事項が明らかなでない入札書
- vii) 全ての事項が記載されていない入札書
- viii) 所定の記載事項以外の事項が記載された入札書
- ix) 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した入札書

質 問 書

第1号様式

令和 年 月 日

船橋市長あて

令和7年度船橋市役所来庁者駐車場貸付公募要項の下記の件について質問します。

【質問箇所】

令和7年度船橋市役所来庁者駐車場貸付公募要項 ページ

項 目 _____

【質問内容】

住 所 _____

氏名または名称

代表者職氏名 _____

<事務担当者>

所属部署

氏 名

電 話

FAX

E-mail

受付番号	
------	--

令和 年 月 日

船橋市長あて

「令和7年度船橋市役所来庁者駐車場貸付公募要項」の各条項を承知の上、応募を申込みいたします。

<応募者>

住所または所在地

氏名または名称

代表者職氏名

印

印鑑登録している印

<事務担当者>

所属部署

氏 名

電 話

FAX

※ 入札参加登録が決定された事業者には、入札に使用する「入札書」、「返信用封筒」及び「入札保証金の納付書」を書類審査後、送付いたします。他のものを使用することはできません。

同封する他の書類をご確認(チェック)ください。(※要項 9 ページを確認願います。)

- ☐ ①誓約書
- ☐ ②委任状(支店長等に委任する場合のみ必要)
- ☐ ③登記事項証明書(法人)
- ☐ ④印鑑証明書
- ☐ ⑤有価証券報告書・決算書(法人)
- ☐ ⑥納税証明書
- ☐ (全ての国税で、納税証明書その3の3)
- ☐ (市内に事務所・事業所等を有する法人は、要項 17 ページの市税納付確認書も必要)
- ☐ ⑦駐車場の管理運営実績に関する書類(書類は任意、A4で作成)
- ☐ ⑧返信用の封筒(140 円切手貼付)

誓 約 書

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

氏名または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 令和7年度船橋市役所来庁者駐車場貸付

- 1 上記の入札に対し、連合等により入札の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約いたします。
- 2 船橋市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団密接関係者に該当する者、及び千葉県暴力団排除条例(平成23年条例4号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないことを誓約します。
- 3 上記公募要項の、7. 応募要件の(1)応募資格要件の内容をすべて満たしていることを誓約します。
- 4 前3項目の誓約に反することが明らかになった場合に、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。

委 任 状

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

印鑑登録している印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

住 所

受任者 商号又は名称

職 氏 名 印

記

委任事項

令和7年度船橋市役所来庁者駐車場貸付に係る

- (1) 入札に関する一切の権限
- (2) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (3) 契約代金の支払いに関する一切の権限
- (4) その他前各号に付帯する一切の権限

※ この委任状を提出することで、入札及び契約については、応募者又は受任者の氏名及び印で行うこととなります。

入札書は記入例のみを掲載します。入札書は、入札参加登録がされた事業所に後日、送付いたします。記載漏れがある入札書は、無効となります。
入札書は、封筒裏面に、応募者名を記入してください。

第5号様式

入 札 書

令和 7 年 月 日

船 橋 市 長 あて

件 名 令和7年度船橋市役所来庁者駐車場貸付

上記で応募する物件の1年間の貸付料の額を記入してください。

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

金 額 (年額)		十億		百万		千		円
	¥	3	0	0	0	0	0	0

令和7年度船橋市役所来庁者駐車場貸付公募要項の内容を承知の上、賃料を入札します。

上記応募物件を、賃料3,000万円(1年間の賃料:年額)で借りる場合で、実際に支払う貸付料は、消費税相当額を加え3,300万円となります。

住 所 千葉市〇〇区〇〇町1-2-3

氏名または名称 △△△△△株式会社

代表者職氏名 代表取締役 三角 丸男

印

(委任状を提出した場合のみ代理人職氏名+印で可能)

印鑑登録している印

代表取締役等事業者の代表者で申し込む場合は、印鑑登録の印を、委任状を提出した場合は、応募者又は受任者の職氏名と印鑑を押印ください。(例)△△△△△株式会社 〇〇支店長 四角 太郎④←委任状の代理人の職氏名+印

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所 _____

氏名または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 令和7年度船橋市役所来庁者駐車場貸付

辞退物件 都合により入札への応募を辞退します。

注意 この届は、入札執行前までに、必ず財産管理課に直接持参してください。

サービス所管課
チェック欄

☐ 本人確認済

第7号様式

船橋市長あて

提出日： 年 月 日

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市 税 納 付 確 認
同 意 記 入 欄

私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに

☐ 同意します ☐ 同意しません

同意する場合、以下の申請者欄をご記入の上、《財産管理課》に提出してください。

同意しない場合、以下の申請者欄をご記入の上、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《財産管理課》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。確認にお時間を要する場合がありますので予めご承知おきください。

※代理人が来庁する場合は、申請者欄・委任欄ともに記入してください（個人の場合は自署）。

※申請者が法人で代理人が来庁する場合は、委任欄を記入してください。

申 請 者 欄	申請者	住所	
		氏名・名称（カナ）	
		氏名・名称	印
		法人番号（法人のみ） 生年月日（個人のみ）	
委 任 欄	代理人 （窓口に来られる方）	住所	
		氏名	
	上記の者を代理人と定め、 市税納付確認に関する事項 について委任します。	委 任 者 （ 申 請 者）氏名	
使用目的		船橋市（令和7年度船橋市来庁者駐車場貸付入札参加登録）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（企画財政部財産管理課）	

（市記入欄）※以下には記載しないでください。

住民（法人）コード															
税目、本人確認書類チェック欄										税務課確認欄					
船橋市税全税目										本人確認書類		滞納なし （日付入確認印）			
										☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ）					
年度・税目指定欄					- 17 -					（確認日記入）					

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

赤字部分は必ず記入してください。

サービス所管課
チェック欄

☐ 本人確認済

記入日を記載。

第7号様式
船橋市長あて

提出日：令和●●年●●月●●日

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市 税 納 付 確 認
同 意 記 入 欄

私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに

☒ 同意します ☐ 同意しません

同意する場合、以下の申請者欄をご記入の上、《財産管理課》に提出してください。

同意しない場合、以下の申請者欄をご記入の上、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《財産管理課》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。確認にお時間を要する場合がありますので予めご承知おください。

※代理人が来庁する場合は、申請者欄・委任欄ともに記入してください（個人の場合は自署）。

※申請者が法人で代理人が来庁する場合は、委任欄を記入してください。

申請者欄	申請者	住所	千葉県船橋市湊町2丁目10番25番	
	氏名・名称（カナ）	氏名・名称	フナバシ タロウ	申請者が法人である場合は、法人の代表者印を押印してください。印
	法人番号（法人のみ）	生年月日（個人のみ）	●●●●●●●●●●●●●●●●	
	代理人 （窓口に来られる方）	住所	千葉県船橋市湊町2丁目10番25番	
委任欄	氏名	船橋 花子	窓口来庁者が代理人の場合は委任欄を記入してください。	
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名	船橋 太郎	申請者が個人の場合は、委任者（申請者）が自筆してください。
	使用目的	船橋市（令和7年度船橋市来庁者駐車場貸付入札参加登録）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（企画財政部財産管理課）		

（市記入欄）※以下には記載しないでください。

住民（法人）コード																			
税目、本人確認書類チェック欄										税務課確認欄									
船橋市税全税目										滞納なし （日付入確認印）									
										本人確認書類 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ）									
年度・税目指定欄										（確認日記入）									

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

来庁者駐車場

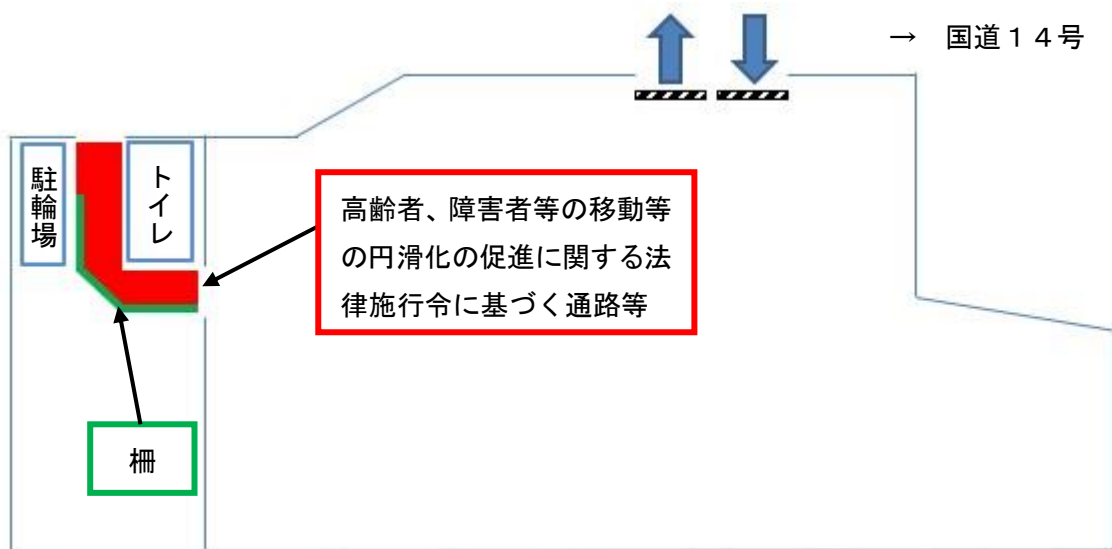
第1駐車場

第2駐車場

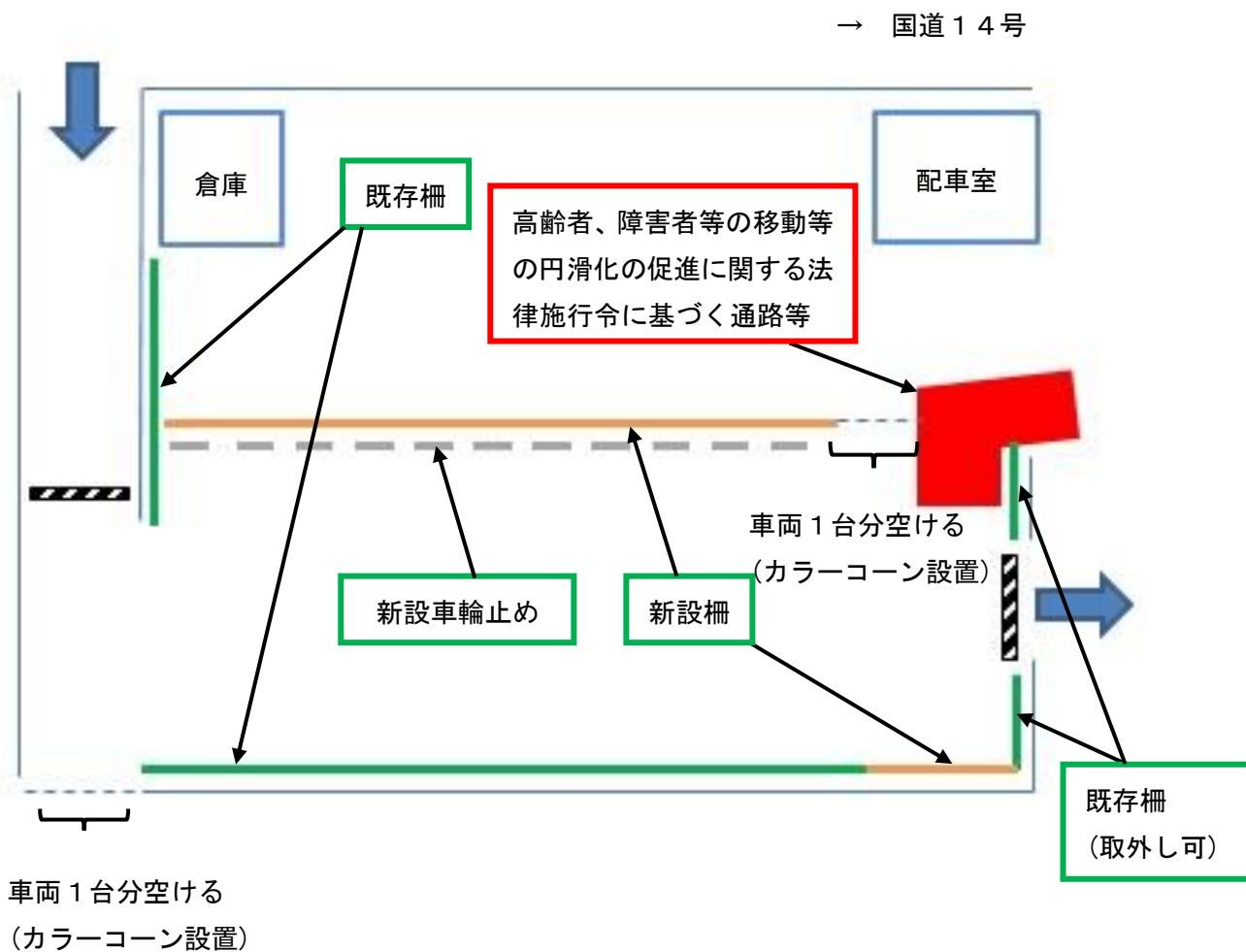
4

9. 柵設置に係る駐車場レイアウト図

(1) 第1駐車場

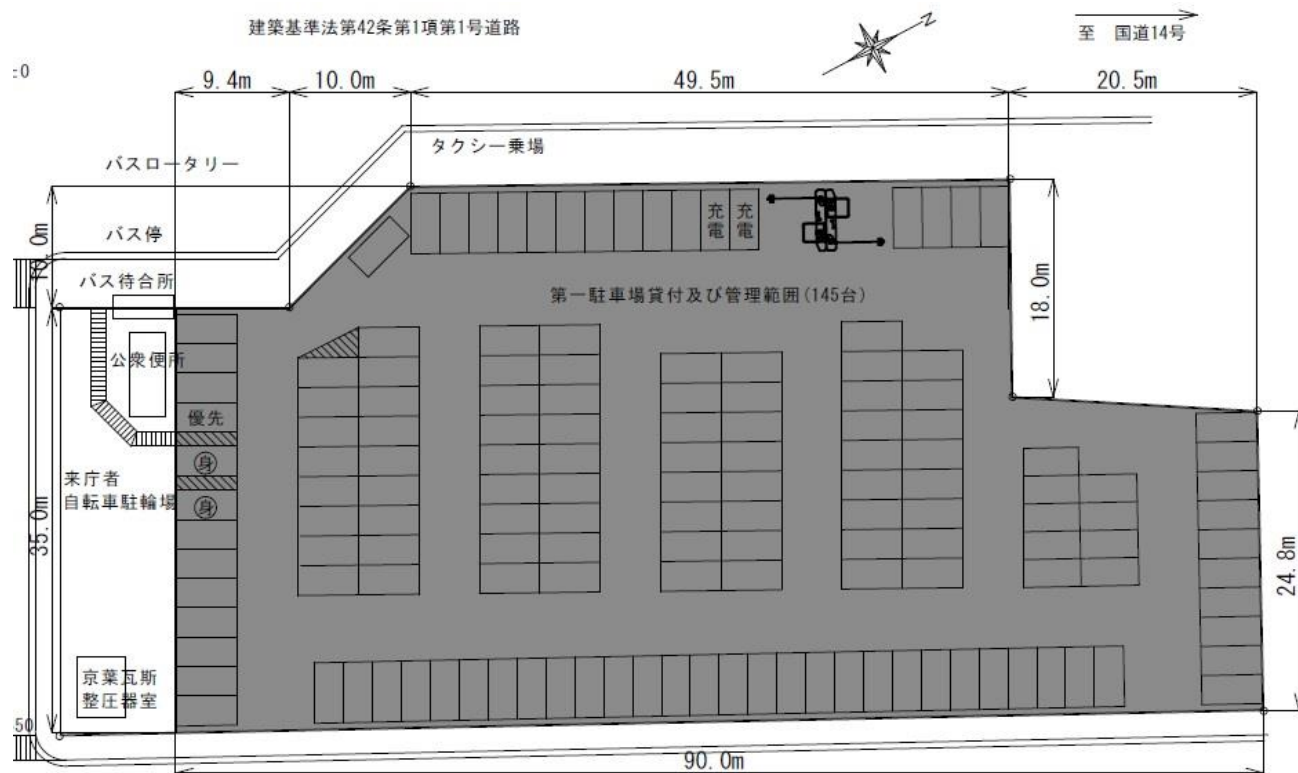


(2) 第2駐車場

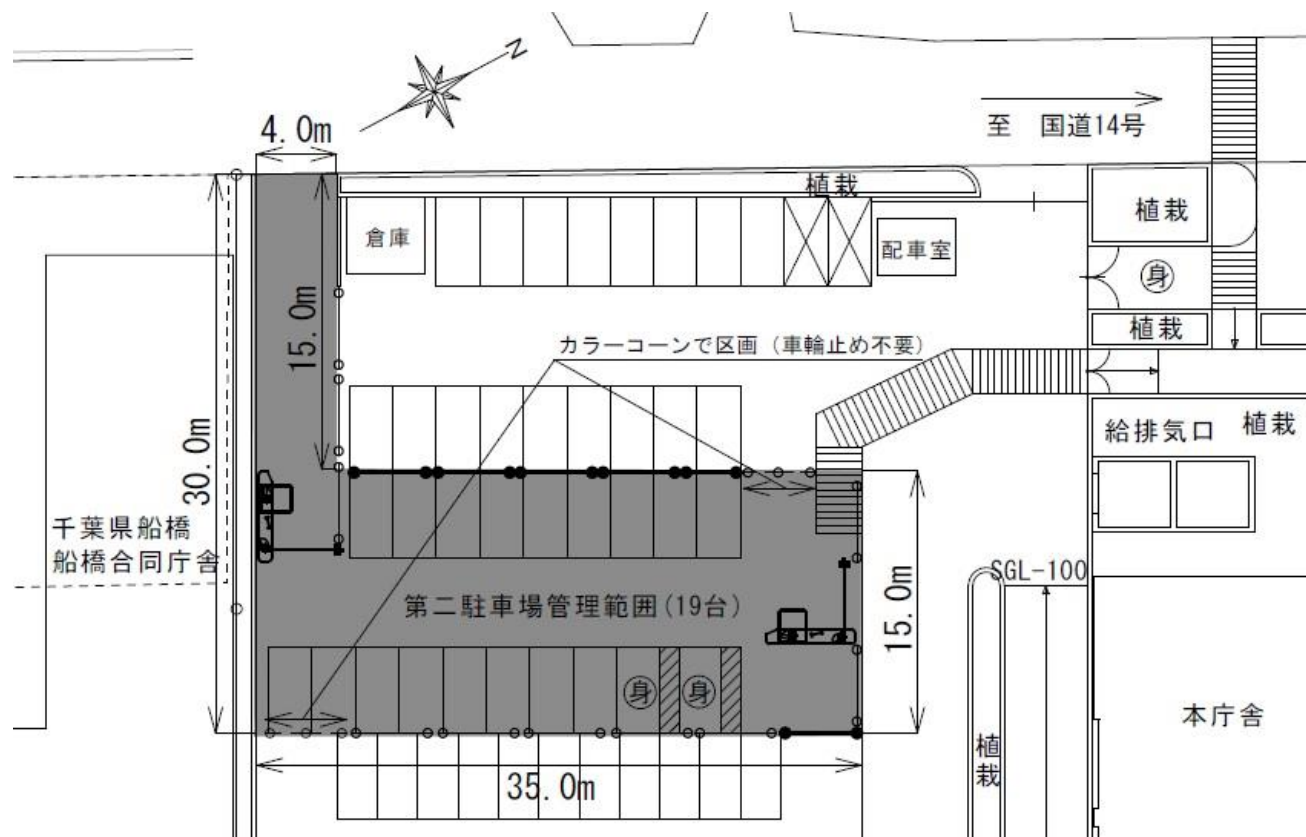


10. 駐車区画のレイアウト図

(1) 第1駐車場



(2) 第2駐車場



11. 船橋市役所来庁者駐車場賃貸借契約書

船橋市(賃貸者)を甲とし、(賃借者)を乙とし、甲乙間において、次の条項により、一時使用のための土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 来庁者駐車場(以下「本件駐車場」という。)の管理の適正化と市有財産の有効活用を目的とし、開庁時(土曜日・日曜日・祝日・12月29日から翌年1月3日までを除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時30分まで)は市役所等に来庁される利用者が本件駐車場を優先的に利用できるように配慮した駐車場管理を行うとともに、閉庁時には本件駐車場のうち第1駐車場を一般向け有料時間貸駐車場として利用することにより、本件駐車場の有効利用を図る。

(貸付及び管理対象物件)

第2条 貸付及び管理対象物件は、以下のとおりとする。

来庁者駐車場	所在地	駐車台数	面積	備考
第1駐車場	船橋市湊町2丁目2415番4の一部	145台	約 3,450㎡	貸付・管理
第2駐車場	船橋市湊町2丁目2720番15の一部	19台	約 590㎡	管理のみ
計		164台	約 4,040㎡	

(賃貸借の期間)

第3条 賃貸借期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(賃料)

第4条 本件駐車場の賃貸借に伴う賃料は、年額金 円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 乙は、賃料を毎年度当初に甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに一括前納するものとする。

3 第1項の消費税等の額は、毎年度4月1日の消費税率を適用するものとし、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

(契約保証金)

第5条 本契約の契約保証金は、金 円とする。

(遅延損害金)

第6条 乙は、甲の指定する期限までに賃料を納付しない場合は、納付期限の翌日から遅延日数に応じ、当該金額に民法第404条に規定する利率の割合で計算した金額(100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときには、その端数金額又はその金額を徴収しない)を遅延損害金として、甲の発行する納付書により甲に納入しなければならない。

2 前項に規定する率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(その他の費用)

第7条 本件駐車場の設計、整備、運営及び維持管理、修繕等にかかる費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は本件駐車を現状有姿の状態で貸し付けるものとし、乙は、本契約締結後、本件駐車が種類、品質、又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることが判明した場合でも、甲に対し履行の追完の請求、賃料の減額、免除若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(転貸の禁止等)

第9条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 乙は一時貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことができない。
- (2) この契約に基づく事業は、乙自らが行うものとし、他の者にその処理を再委託しないこと。ただし、あらかじめ業務の一部につき甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (3) 本件駐車の形状及び建物の形状を変改しないこと。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 本件駐車場に工作物を設置しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。
- (5) 本件駐車場及び設置した工作物を第1条の目的以外に使用しないこと。
- (6) 本件駐車場に建物を設置しないこと。

(賃借人の義務)

第10条 乙は、本件駐車を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、第1条の事業に関わる総ての事項について責に任ずるものとし、甲は、一切の責めを負わないものとする。

3 甲が本件駐車の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙はその事項を遵守しなければならない。

4 乙は、本件駐車の使用にあたっては、近隣の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

5 乙は、関係法令及び本市が定める関係条例等を遵守し、適法かつ適切な本件駐車の整備及び管理運営を行わなければならない。

6 乙は、本件駐車の管理運営に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 乙は、本件駐車場に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力義務)

第12条 甲は、本件駐車場について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第13条 乙は、本件駐車の管理運営することにより第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が第9条の規定に違反したときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条各項に規定する義務を果たさない場合において、催告したにもかかわらず、なお催告に従わないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、賃貸借期間満了前であっても、本件駐車を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴う本件駐車の原状回復及びこの土

地の返還等については、甲乙協議の上定めるものとする。

- 4 乙は、第3項の規定による場合を除く契約解除があった場合、乙は賃料(年額)の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は既納の賃料を乙に返還しない。

(原状回復)

第15条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合若しくは賃貸借期間が満了する場合においては、自己の負担で本件駐車場を原状又は甲の指定する状態に回復して甲に返還しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代って、この土地に存する物件を収去し原状回復することができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について、異議を申し立てることができず、また、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(立退料等)

第16条 乙は、前条第1項の規定に基づき、本件駐車場を甲に返還する場合において、返還に伴って発生する費用及び立退き料等一切を甲に請求してはならない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(遵守事項)

第18条 乙は、この契約に定めるもののほか「令和7年度船橋市役所来庁者駐車場貸付公募要項」を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約の各条項について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれに記名押印の上、その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 船橋市湊町二丁目10番25号
船橋市
船橋市長 松 戸 徹

乙